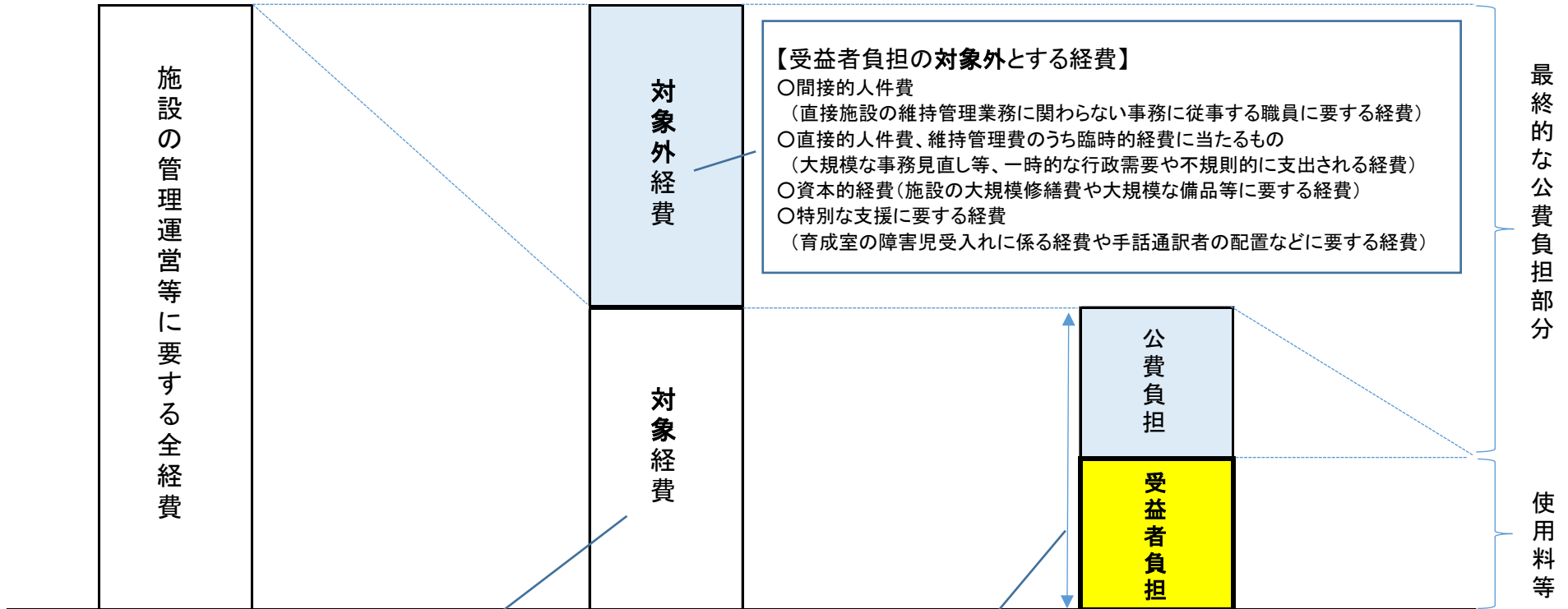


受益者負担のイメージ図



【受益者負担の対象とする経費】

- 直接的接人件費
(窓口の受付業務等、直接行政サービスの提供に従事する職員に要する経費)
- 維持管理費のうち経常的経費に当たるもの
(光熱水費、維持管理費用など、恒常的に支出される経費)

【受益者負担の対象外とする経費】

- 間接的人件費
(直接施設の維持管理業務に関わらない事務に従事する職員に要する経費)
- 直接的な人件費、維持管理費のうち臨時的経費に当たるもの
(大規模な事務見直し等、一時的な行政需要や不規則的に支出される経費)
- 資本的経費(施設の大規模修繕費や大規模な備品等に要する経費)
- 特別な支援に要する経費
(育成室の障害児受入れに係る経費や手話通訳者の配置などに要する経費)

この公費負担と受益者負担の割合は、サービスの性質によって異なります。主な分類は下記の通りです。

公園・公衆便所	⇒ 公費負担 100%	受益者負担 0%
会議室・学校施設等	⇒ 公費負担 50%	受益者負担 50%
スポーツ施設等	⇒ 公費負担 0%	受益者負担 100%
育成室・幼稚園	⇒ 公費負担 75%	受益者負担 25%